



*Walkable City*  
*Minakama*

委員会提案

# 条例案の概要

(美濃加茂市議会第1回定例会資料)

令和7年2月20日

## 目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第30号	美濃加茂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	1

**〔議第30号〕**

**美濃加茂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について**

**【議案書（議会提案）：1頁】**

**◎ 改定の概要**

第213回国会において成立した「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項が順次繰り下げられることに対応するとともに、所要の規定の整備のために改正をするものです。

**◎ 改正の主な内容**

**○番号利用法の改正（第2条及び第12条関係）**

新たな項が追加されたことにより発生した項ずれを解消します。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改めます。

第12条の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改めます。

**○所要の整備（第2条、第12条、第17条、第18条、第27条、第31条、第32条、第38条、第39条、第47条及び第48条関係）**

第2条第4項、第10項、第17条第1項中の「以下」を条項の使用箇所を指定します。

第12条第5項中「及び第29条」を削ります。

第17条第2項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」、「その他」を「又は」に改めます。

第18条第1項中「議会の保有する」を削ります。

第18条第2項、第27条第2項、第32条第3項、第38条第1項、第39条第3項中、「この章において」を削ります。

第31条第2項、第38条第2項中、「この章及び第48条において」を削ります。

第47条中「第4章」を「前章」に改めます。

第48条中「保有個人情報の特定」の後に「に資する情報の提供」を加えます。

**◎ 施行期日（附則）**

この条例は、令和7年4月1日から施行します。